

## 重要なお知らせ

平成 30 年 8 月 10 日

教職課程を履修されている学生の皆さまへ

教員養成カリキュラム委員会

教育職員免許法及び同施行規則改正に伴う教職課程履修に関する注意について

教育職員免許法及び同施行規則の改正により、平成 31 年度入学者から改正された法律等による教職課程が開始されます。本学では平成 31 年度以降も教職課程を継続するための申請手続きを現在行い、審査結果は平成 31 年 2 月頃に出る予定です。教職課程を継続することが決定した場合、旧法（平成 10 年の改正免許法）が適用される者と新法（平成 31 年度から適用される法律）が適用される者で教員免許状取得のために必要な科目・単位数に変更が生じますので注意してください。

### ア 学部学生の場合

- ・平成 31 年度以降も引き続き学部学生として在籍する者は 旧法 を適用
- ・平成 31 年 3 月に学部を卒業し、平成 31 年 4 月以降に科目等履修生又は大学院学生となる者は、学部から教職課程の履修を継続している場合でも 新法 を適用

### イ 大学院学生の場合

一種免許状を取得済み（所要資格を得ている場合も含む）で専修免許状を取得中の者

- ・平成 31 年度以降も引き続き大学院学生として在籍する者は 旧法 を適用

大学院学生として在籍しながら一種免許状を取得中の者

・平成 31 年度以降も引き続き大学院学生として在籍しながら 科目等履修生として学部の科目を履修し、一種免許状を取得する場合は、平成 31 年 3 月まで科目等履修生の身分を有し、平成 31 年 4 月以降も科目等履修生の身分が引き続く場合は 旧法 を適用、それ以外は 新法 を適用

## ※新法が適用される場合の注意点

新法が適用される場合の一種免許状取得に関する履修上の大きな変更点は次のとおりです。

### ア 科目区分の変更に伴う新規授業科目の修得

・幼稚園・小学校・中学校・高等学校一種免許状では、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」に関する科目及び「総合的な学習の時間の指導法」に関する科目の修得が必要になります。さらに、小学校一種免許状では、「各教科の指導法（外国語）」に関する科目の修得も必要になります。

### ※本学での対応科目

#### ○「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」に関する科目

- ・特別支援教育の基礎（教育学部用）【平成 32 年度より開講予定】
- ・特別支援教育概論（他学部用）【平成 32 年度より開講予定】

#### ○「総合的な学習の時間の指導法」

- ・特別活動及び総合的な学習の時間の指導法（教育学部用）【平成 33 年度より開講予定】
- ・特別活動及び総合的な学習の時間の理論と方法（他学部用）【平成 32 年度より開講予定】

#### ○「各教科の指導法（小学校・外国語）」

- ・初等外国語教育法【平成 32 年度より開講予定】

### イ 中学校及び高等学校の「各教科の指導法」の必要修得単位数の変更

・新法では中学校一種免許状で 8 単位以上、高等学校一種免許状で 4 単位以上の修得が必要になります。

教職課程履修者はこれらのことに留意して今後の履修を進めてください。特に、平成 31 年 3 月に学部を卒業し、平成 31 年 4 月以降に科目等履修生や大学院学生となる予定の者は、入学後は新法が適用されますので、可能な限り、学部<sup>に</sup>在籍している間に教員免許取得に必要な科目を履修し単位を揃えてください。

なお、質問や不明な点がある場合は、各学部・研究科教務担当窓口で確認してください。

※今回の法改正に伴う経過措置について、文部科学省から新たな方針等が通知された場合は、改めて掲示等により周知します。

<お問い合わせ先>

教育学部・学校教育学研究科教務担当	0952-28-8217
芸術地域デザイン学部・地域デザイン研究科教務担当	0952-28-8930
経済学部教務担当	0952-28-8417
理工学部・工学系研究科教務担当	0952-28-8517
農学部・農学研究科教務担当	0952-28-8717